

事 務 連 絡
平成23年8月31日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局市町村体制整備課

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例
に関する法律の施行について

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）は、平成23年8月11日に衆議院総務委員長により法律案が提出され、8月24日に成立、8月30日に公布（同日施行）されましたのでお知らせします（別添1参照）。

また、同法は、平成23年8月11日の衆議院総務委員会及び8月23日の参議院総務委員会において決議が付されていますので、併せてお知らせします（別添2及び別添3参照）。

なお、同法第2条に規定する「平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするもの」は、別添4のとおりです。

また、市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされていることから、合併市町村が合併年度及びこれに続く10年度に加えて11年度以降も合併特例事業を実施することとする場合には、その計画期間等について旧合併特例法第5条に規定する手続きにより市町村建設計画を変更する必要があることがあることに留意してください。

貴課におかれては、貴都道府県内の市町村及び市町村議会に対してもこの旨の周知をお願いします。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が旧市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる期間の特例を定めるものとする事。

（第一条関係）

第二 地方債の特例

平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起すことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とすること。

（第二条関係）

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附則関係）

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けた合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧合併特例法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めるものとする。

(地方債の特例)

第二条 平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する件

平成二十三年八月十一日
衆議院総務委員会

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するものである。

この期間の延長は被災地域の合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であるが、被災地域の合併市町村において、復旧・復興事業の見通し等、実態の把握や当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は政府として適切な措置を講ずるべきである。

また、被災地域以外の合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、そうした実情も考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の特例措置を政府として講ずるべきである。

右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案に対する附帯

決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

平成二十三年八月二十三日
参議院総務委員会

一、合併特例債を発行できる期間の延長は、東日本大震災の被災地域に所在する合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であることから、当該合併市町村における復旧・復興事業の見通し等、実態の把握に努めるとともに、当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること。

二、被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。

右決議する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条
第三項に規定する特定被災区域をその区域とする合併市町村の一覧
(平成23年8月31日現在)

都道府県	市町村	計
青森県	八戸市 おいらせ町	2
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 西和賀町 洋野町	12
宮城県	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 加美町 美里町 南三陸町	9
福島県	会津若松市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 南会津町 会津美里町	10
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 笠間市 取手市 つくば市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 城里町	25
栃木県	大田原市 那須塩原市 佐野市 さくら市 那須烏山市 那珂川町	6
千葉県	成田市 旭市 匝瑳市 香取市 山武市 横芝光町	6
新潟県	十日町市 上越市	2
全国計		72